

(仮称)軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について

令和8年5月29日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、(仮称)軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書について、KTA軽米風力合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

1. 計画概要

- ・住所 : 岩手県九戸郡軽米町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大120,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和8年3月2日
環境大臣意見受理	令和8年5月7日
経済産業大臣意見	令和8年5月29日

問合せ先 : 電力安全課 小西、生天目
電話 : 03-3501-1511 (内線 : 4921)

(仮称) 軽米町長倉円子風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

1. 総論

(1) 方法書以降の適切な環境配慮等

今後の環境影響評価手続等においては、本事業者が適切な環境影響評価、環境保全措置の検討及び環境配慮を行うために、業務委託先を含む本事業を実施する者の必要な体制の整備及び強化を行うとともに、環境保全措置の検討、必要な環境配慮等を確実に実施すること。

(2) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。

このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(5) 事業計画の見直し

上記（１）から（４）のほか、「２．各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（６）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。その際、本事業者の連絡先及び上記（１）の体制についても丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成２９年５月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(3) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、水道等の取水地点、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている水源かん養保安林等が存在しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているエゾゲンゴロウモドキ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋及び取水地点の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避し、又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、山地災害危険地区調査要領（令和6年3月林野庁）に基づく崩壊土砂流出危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類及びガン類、ハクチョウ類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥

への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避し、又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回、第3回及び第5回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定された「不習のクリンソウ」等が存在するほか、同調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたハンノキ群落（Ⅳ）等の植生、森林法に基づき指定されている保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避し、又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。